

「我が国の高等教育の将来像（答申）」について

文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室

我が国の高等教育に関しては、これまで、大学審議会や中央教育審議会の答申等を踏まえ、教育研究の高度化、高等教育の個性化、組織運営の活性化に向けた諸制度の改革が着実に進捗してきている。

その後、国立大学の法人化、法科大学院等の専門職大学院制度の創設、設置認可の弾力化と第三者評価制度の導入などの諸改革も、大学改革に関する様々な議論に加えて、国全体の行政改革・司法改革・規制改革等との関連もあり、相次いで実現されてきている。

高等教育改革は、これらの各般のシステム改革の段階から、各機関が新たなシステムの下で教育・研究活動の活性化の成果を具体的に競い合う段階へと移行する最中にある。

このような状況を踏まえ、中央教育審議会大学分科会では、平成一三年四月に行われた文部科学大臣の諮問「今後の高等教育改革の推進方策について」に関し、平成一四年七月から議論を開始し、まず、平成一六年九月六日に審議の概要を取

りまとめ、公表した。その後、審議の概要に対する関係団体や有識者からのヒアリングを踏まえて審議を進め、中央教育審議会において二月二〇日に中間報告を取りまとめ、公表した。そして、中間報告に対する意見募集を踏まえて更に審議を進め、計三六回にわたる検討の成果として、平成一七年一月二八日に答申を取りまとめた。本答申では、中長期的（平成一七（二〇〇五）年以降、平成二七（二〇一五）年〜平成三二（二〇二〇）年頃まで）に想定される我が国の高等教育の将来像（言わば「グランドデザイン」とも呼ぶべきもの）と、その内容の実現に向けて取り組むべき施策が提示されている。本稿においては、そのポイントについて述べてみたい。

【基本的考え方】

二一世紀は、「知識基盤社会」の時代といわれており、高等教育は、個人の人格の形成の上でも社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上でも、極め

て重要である。国際競争が激化する今後の社会では、国の高等教育システムないし高等教育政策そのものの総合力が問われることとなる。国は、高等教育の経済的基盤の充実に努めるなど、将来にわたって高等教育につき責任を負うべきである。特に、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとつて、優れた人材の養成と科学技術の振興は今後の発展のための両輪として不可欠なものであり、この両者に占める高等教育の重要性にかんがみれば、高等教育の危機は社会の危機でもある。我が国社会が活力ある発展を続けるためには、高等教育を時代の牽引車として社会の負託に十分こたえるものへと変革し、社会の側がこれを積極的に支援するという双方の関係が不可欠である。

様々な社会の変化等を踏まえると、今後は、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へ移行することになる。そして、国の役割は、①高等教育の在るべき姿や方向性等の提示、②制度的枠組みの設定・修正、③質の保証システムの整備、④高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、⑤財政支援等が中心となる。

【将来像の主な内容】

①高等教育の量的変化の動向
一八歳人口が減少を続ける中、大学・短期大学の収容力

(入学者数・志願者数)は平成一九年には一〇〇%に達するものと予測される。また、大学・短期大学の進学率は平成一六年に四九・九%に、専門学校も含めた進学率は七四・五%に達している。こうした様々な変化を背景に考えると、全体規模の面のみならずれば、高等教育についての量的側面での需要はほぼ充足されてきており、同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるというユニバーサル段階の高等教育は既に実現しつつあると言いうことができる。今後は、単に全体規模だけではなく分野や水準の面においても、誰もがいつでも自らの選択で学ぶことのできる高等教育の整備、すなわち、学習機会に着目した「ユニバーサル・アクセス」の実現が重要な課題である。

また、少子化の影響等により、在籍者数が大幅に減少して経営が困難となる機関も出てくることが予想される。その際には、特に在学生の就学機会の確保を最優先に対応策が検討されるべきであり、そのための関係機関の協力的体制の構築が必要である。

②高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を踏まえた教育・研究の展開と相互の接続を図るとともに、各学校ごとの個性・特色を一層

明確化する必要がある。

特に大学は、①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)等大学の有する各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、保有する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方により、緩やかに機能別に分化していくと考えられる。

③高等教育の質の保証

学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が重要な課題である。各高等教育機関が教育・研究活動の改善と充実に向けて不断に努力することは大切であり、その一方で、情報の開示を含めた質の保証の仕組みを整えて効果的に運用することは国としての重要な責務である。質の保証の一環としての事前・事後の評価の関係については、双方の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。個々の高等教育機関が質の維持・向上を図るためには、自己点検・評価がまずもって大切である。また、教育内容・方法や財務状況等に関する情報や設置審査、認証評価、自己点検・評価により明らかとなった課題や情報の積極的な開示と活用が必要である。

④各高等教育機関の在り方

国際的通用性のある大学教育または大学院教育の課程の修了に係る知識・能力の証明としての学位の本質を踏まえつつ、今後は、教育の充実の観点から、学部や大学院といった組織に着目した整理を、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える「課程」中心の考え方へ再整理していく必要がある。

学士課程は、「教養教育」や「専門教育」等の在り方を総合的に見直して再構築することにより、更に充実した教育を展開することが求められる。また、多様で質の高い教育の展開のため、教養教育と専門基礎教育を中心として主専攻・副専攻の組合せを基本としつつ、専門教育は修士・博士課程や専門職学位課程で完成させる「総合的教養教育型」や、学問分野の特性に応じて学士課程段階で専門教育を完成させる「専門教育完成型」等様々な個性・特色を持つものに分化していくものと考えられる。

大学院全体に関しては、課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、教育の課程の組織的展開の強化を図る必要がある。修士課程・博士課程については、それぞれの課程の目的・役割に応じた体系的な教育課程の編成が求められる。また、専門職学位課程については、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力が必要とされる多様な分野(例えば、法曹・MBA・MOT(技術経営)、公共政策、教員養成等)

での創設・拡充等が必要である。

⑤ 高等教育の発展を目指した社会の役割

国は、教育・研究条件の維持・向上や学生支援の充実等により学習者の学習機会の保障に努めるべきである。また、学生個人のみならず現在及び将来の社会も高等教育の受益者であり、「知識基盤社会」においては層の厚い高等教育は社会発展の基盤として不可欠である。このため、高等教育への公財政支出の拡充と民間投資の積極的導入に努める必要があり、公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう、最大限の努力が必要で、すべての関係者が、国民（＝納税者）の理解を得られるよう説明責任を果たすことが求められる。

今後の財政支援は、競争的環境の中で各高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせることにより、多元的できめ細やかなファンディング・システムが構築されることが必要である。これにより、国公私それぞれの特色ある発展と緩やかな役割分担、質の高い教育・研究に向けた適正な競争が目指されるべきである。

【将来像に向けて取り組むべき施策】

将来像の主要な柱に沿って、その内容を実現するために必要と考えられる「早急に取り組むべき重点施策（一二の

提言）」等を提言した。

① 高等教育の量的変化の動向についての関連施策

人材養成に関する社会のニーズへの対応
各高等教育機関の経営の改善

② 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策

入学者選抜・教育課程の改善、「出口管理」の強化
留学生交流の促進・充実

③ 高等教育の質の保証についての関連施策

大学等の設置認可や認証評価等における審査内容や視点の明確化

④ 各高等教育機関の在り方についての関連施策

教養教育や専門教育等の総合的な充実
大学院教育の実質化

世界トップクラスの大学院の形成

助教・助手の位置付けを含めた教員組織の活性化

⑤ 高等教育の発展を目指した社会の役割についての関連施策

高等教育への支援の拡充
多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築
学生支援の充実・体系化

文部科学省としては、本答申を踏まえ、今後とも積極的
に高等教育改革を推進していきたい。